

特定非営利活動法人 樹木・環境ネットワーク協会 定款変更案について

今年度、認定 NPO の取得を目指すに際して、定款を見直したところ、現状と適合していない事項が見られたことおよび今後運用しやすい定款とすべく以下のとおり変更を行うものです。

主な変更ポイントとは、以下のとおりです。

- ① 「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」を、「特定非営利活動に係る事業」だけにし、内容も簡潔にする。
- ② 総会の議決事項を減らし、理事会へ移行する。
- ③ 現在実施していない「運営委員会」を削除し、代わりに今まで規定していなかった「事務局」を新たに規定する。
- ④ その他語句の修正等

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| <p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、主として特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表の2号(社会教育の推進を図る活動)、3号(まちづくりの推進を図る活動)、4号(文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動)、5号(環境の保全を図る活動)、9号(国際協力の活動)、11号(子どもの健全育成を図る活動)、17号(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)に掲げる活動を行う。</p> | <p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会教育の推進を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (4) 環境の保全を図る活動 (5) <u>地域安全活動(新規)</u> (6) 子どもの健全育成を図る活動 (7) <u>職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動(新規)</u> (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| <p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)特定非営利活動に係る事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自然環境の保護と育成に関する活動 ②自然環境に関する調査研究 ③自然生態系との共生を目指した地域環境づくり ④自然生態系との共生に関する情報収集と分析 ⑤植物・自然環境に関する知識と知恵の普及啓発活動及び村里・里山の保全や森の管理に携わる人材の育成活動 ⑥自然生態系との共生に関する国内および国際的なネットワークの構築 <p>(2)その他の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①環境教育に関わる出版等情報提供事業 ②自然共生型の地域づくりに対する調査、分析、コンサルタント事業 ③自然共生型農林水産業に関する調査、分析、コンサルタント、認証事業 ④法人の活動を広報する事業 <p>2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p> | <p>(事業)</p> <p>第5条 <u>この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>自然生態系との共生に関する環境づくり、調査研究、人材の育成及び国内外のネットワーク構築</u> ② <u>植物・自然環境に関する知識と知恵の普及啓発活動</u> ③ <u>その他目的を達成するために必要な事業</u> |

| | |
|---|--|
| 第4章 役員及び職員等 (種別及び定款) 第13条 この法人に次の役員を置く。 理事 17名～22名 監事 2名 2. 理事のうち、1人を理事長、2名以内を副理事長、1人を専務理事、1人を運営委員長とする。 | 第4章 役員 (種別及び定款) 第13条 この法人に次の役員を置く。 理事 17名～22名 監事 <u>1～2名</u> 2. 理事のうち、1人を理事長、2名以内を副理事長、1人を専務理事、 1人を運営委員長 とする。 |
| (選任等) 第14条 役員は総会において選任する。 2. 理事長、副理事長、専務理事及び運営委員長は理事の互選とする。 | (選任等) 第14条 役員は総会において選任する。 2. 理事長、副理事長、専務理事 <u>及び運営委員長</u> は理事の互選とする。 |
| (職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を掌握し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。 4. 運営委員長は、運営委員会を統括し、特定非営利活動に係る事業の具体的な活動計画を立案・作成し、それを理事会に提出する。 5. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 6. 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1)理事の業務執行の状況を監査すること。 (2)この法人の財産の状況を監査すること。 (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。 | (職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を掌握し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。 4. 運営委員長は、運営委員会を統括し、特定非営利活動に係る事業の具体的な活動計画を立案・作成し、それを理事会に提出する。 <u>4.</u> 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を <u>管理</u> する。 <u>5.</u> 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1)理事の業務 <u>管理</u> の状況を監査すること。 (2)この法人の財産の状況を監査すること。 (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 (5)理事の業務 <u>管理</u> の状況又はこの法人の財産の状況について、理事 <u>及び事務局員</u> に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。 |
| (会長) 第20条 この法人には、会長を置くことができる。 2. 会長はこの法人を象徴する。 3. 会長は理事会の推薦のもとに、総会で承認する。 | 削除 |
| (顧問及びアドバイザー) 第21条 この法人には、必要に応じて顧問及びアドバイザーを置くことができる。 2. 顧問及びアドバイザーは理事会の推薦のもとに、総会で承認する。 | (顧問及びアドバイザー) 第21条 この法人には、必要に応じて顧問及びアドバイザーを置くことができる。 2. 顧問及びアドバイザーは <u>事務局長の推薦のもとに、理事会で承認し、総会にて報告する。</u> |
| (職員) 第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。 2. 職員は、理事長が任免する。 | 削除 (*別途第7章として「事務局」を定義する) |
| (機能) 第25条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)定款の変更 (2)解散 (3)合併 | (機能) 第25条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)定款の変更 (2)解散 (3)合併 |

| | |
|---|--|
| <p>(4)事業計画及び収支予算ならびにその変更 (5)事業報告及び収支決算 (6)役員を選任又は解任、職務及び報酬 (7)入会金及び会費の額 (8)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第59条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)事務局の組織及び運営 (10)その他運営に関する重要な事項</p> | <p>(4)役員を選任又は解任、職務及び報酬 <u>(5)会費の額(変更)</u> (6)その他運営に関する重要な事項</p> <p>2. 総会は以下の事項については理事会より報告を受ける。 <u>(1)事業計画及び予算</u> <u>(2)事業報告及び決算</u> <u>(3)借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄(新規)</u> <u>(4)事務局の組織及び運営</u></p> |
| <p>(機能) 第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1)総会より付託された事項。 (2)総会の議決した事項の執行に関する事。 (3)総会に付議すべき事項。 (4)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。 (5)事務局及び職員についての必要な事項。</p> | <p>(機能) 第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 <u>(1)事業計画及び予算</u> <u>(2)事業報告及び決算</u> <u>(3)借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄(新規)</u> <u>(4)事務局の組織及び運営ならびに事務局が行う事業の執行に関し必要な事項。</u> (5)総会より付託された事項。 (6)総会の議決した事項の執行に関する事。 (7)総会に付議すべき事項。 (8)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。</p> |
| <p>(開催) 第35条 理事会は、年2回以上、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)理事長が必要と認めたとき。 (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3)第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p> | <p>(開催) 第35条 理事会は、年2回以上、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)理事長が必要と認めたとき。 (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3)第15条第6項第4号及び第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p> |
| <p>第7章 運営委員会</p> | <p>第7章 <u>事務局</u></p> |
| <p>(構成) 第41条 この法人には、運営委員会を置く。 2. 運営委員会は、正会員の内から、運営委員長によって任命された運営委員をもって構成する。</p> | <p><u>(事務局の設置)</u> 第41条 この法人に、この法人の事業を執行するため、<u>事務局を設置する。</u> 2. <u>事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。</u></p> |
| <p>(機能) 第42条 運営委員会は、次の事項を行う。 (1)特定非営利活動に係わる事業計画の立案に関する事。 (2)理事から付託された事業の実施に関する事。</p> | <p><u>(職員の任免)</u> 第42条 <u>事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。</u></p> |
| <p>(開催) 第43条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)運営委員長が必要と認めたとき。 (2)運営委員の3名以上から会議の目的である事項を書面もしくは口頭で事務局に通知されたとき。</p> | <p><u>(組織及び運営)</u> 第43条 <u>事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。議決後、総会に報告する。</u></p> |
| <p>(招集) 第44条 運営委員会は運営委員長が招集する。 2. 運営委員長は前条第2号の規定による請求があったとき、その日から30日以内に運営委員会を招集しなければならない。</p> | <p>削除</p> |
| <p>(議長) 第45条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。</p> | <p>削除</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(議決) 第46条 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> | <p>削除</p> |
| <p>(記録等) 第47条 運営委員会は記録を作成し、内容を会員に連絡する。</p> | <p>削除</p> |
| <p>(資産の構成) 第48条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)設立当初の財産目録に記載された資産 (2)入会金及び会費 (3)寄附金品 (4)財産から生じる収入 (5)事業に伴う収入 (6)その他の収入</p> | <p>(資産の構成) 第48条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)設立当初の財産目録に記載された資産 <u>(2)会費(変更)</u> (3)寄附金品 (4)財産から生じる収入 (5)事業に伴う収入 (6)その他の収入</p> |
| <p>(資産の区分) 第49条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。</p> | <p>(資産の区分) 第49条 <u>この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。</u></p> |
| <p>(会計の区分) 第52条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。</p> | <p>(会計の区分) 第52条 <u>この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。</u></p> |
| <p>(事業計画及び予算) 第53条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> | <p>(事業計画及び予算) 第53条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>予算</u>は、理事長が作成し、<u>理事会</u>の議決を経たのち、<u>総会</u>に報告する。</p> |
| <p>(予算の追加及び更正) 第56条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> | <p>(予算の追加及び更正) 第56条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、<u>理事会</u>の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。<u>議決後、総会</u>に報告する。</p> |
| <p>(事業報告及び決算) 第57条 この法人の事業報告書、収支計算書と財産目録等と貸借対照表の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p> | <p>(事業報告及び決算) 第57条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>と財産目録等と貸借対照表の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、<u>理事会</u>の議決を経たのち、<u>総会</u>に報告する。 2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p> |
| <p>(臨機の措置) 第59条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。</p> | <p>(臨機の措置) 第59条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、<u>理事会</u>の議決を経たのち、<u>総会</u>に報告する。</p> |
| <p>(定款の変更) 第60条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p> | <p>(定款の変更) 第60条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については、所轄庁の認証を得なければならない。</p> |